

花粉発生源対策関連予算等

林野庁

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

令和7年度補正予算額 5,564,300千円

＜対策のポイント＞

「花粉症対策初期集中対応パッケージ」の着実な実行に向けて、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、花粉の飛散量の予測、花粉の飛散防止等の総合的な対策を推進します。

＜政策目標＞

スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで]）

＜事業の内容＞

1. スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林伐採重点区域における、伐採・植替えに寄与する路網整備や伐採・植替えの一貫作業、森林所有者への働きかけ支援による森林の集約化を支援します。

2. スギ材の需要拡大

住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、スギ材の活用に向けた技術開発、集成材工場や保管施設等の整備、建築物等へのスギ材利用の機運の醸成を支援します。

3. 花粉の少ない苗木の生産拡大

官民を挙げた苗木増産体制の強化、細胞増殖技術を活用した苗木大量増産技術の開発、花粉の少ない苗木の広域流通等を支援します。

4. 林業の生産性向上及び労働力の確保

意欲ある木材加工業者等に対する先進的な林業機械の導入等を支援します。

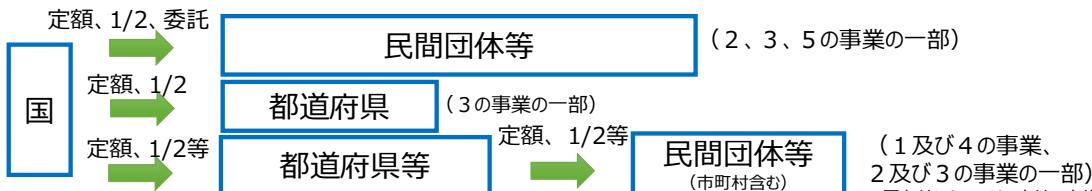
5. 花粉飛散量の予測・飛散防止

花粉飛散予測に向けた森林資源情報の高度化、スギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査の実施を支援し、社会実装を加速化します。

（関連事業）林業・木材産業国際競争力強化総合対策＜一部公共＞

44,993,076千円の内数

＜事業の流れ＞



発生源対策

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林伐採重点区域において
・伐採・植替えの一貫作業と路網整備を推進
・森林所有者への働きかけ支援による森林の集約化の促進



＜路網の整備＞

＜再造林＞

スギ材需要の拡大

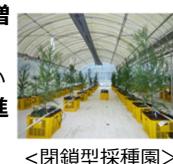
・住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進
・スギ材活用に向けた技術開発
・集成材工場、保管施設等の整備
・建築物等へのスギ材利用の機運の醸成



＜スギJAS集成材＞

花粉の少ない苗木の生産拡大

・森林研究・整備機構による原種苗木増産
・都道府県による種穂増産
・民間事業者による苗木生産施設及び生産体制の強化
・細胞増殖による苗木大量増産技術の開発
・苗木の生産量が多い産地から少ない地域への供給の促進
・原種増産技術の開発等



飛散対策

スギ花粉飛散量の予測

・花粉飛散予測に向けた森林資源情報の高度化を推進



スギ花粉の飛散防止

・森林現場でスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査を支援



<対策のポイント>

- 花粉発生源対策として伐採・植替えに必要な路網整備を実施するとともに、木材生産量の増加、自然災害の激甚化等を踏まえ、法面の保護や排水施設の整備等、路網の機能強化を実施します。
- また、花粉の少ない森林への転換を促進するとともに持続可能な林業を確立するためには、造林等のコストの低減が重要な課題であることから、スギ人工林伐採重点区域における低コスト造林や必要な資機材の導入への支援を行います。

<事業の内容>

スギ人工林伐採重点区域において以下を実施します。

- 1 路網の開設
- 2 既設路網の機能強化
(法面の保護や排水施設の整備など)
- 3 低コスト造林の支援、資機材の導入支援
(一貫作業による造林、低密度植栽、エリートツリー等・早生樹の植栽など)
- 4 関連条件整備活動
(森林所有者の意向確認や川中等との連携強化に向けた体制の構築など)

※ 1、2 の事業は、スギ人工林伐採重点区域等で実施

<支援イメージ>

路網の開設



法面の保護



排水施設の整備



<補助率>

定額 1/2相当	(1の事業)
2/3	(3、4の事業)
実行経費の1/2	(2の事業)

<事業主体>

国、都道府県、市町村、森林整備法人、選定経営体（※） 等
(※森林経営管理法第36条に基づく民間事業者 等)

<事業の流れ>

(定額 (1/2相当)、1/2、2/3) (定額 (1/2相当)、1/2、2/3)



※国有林においては、直轄で実施 (1、2の事業)

地拵え



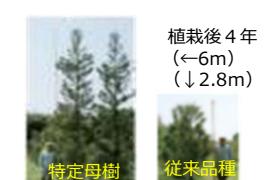
機械の活用

苗木運搬



ドローンの活用

エリートツリー・下刈り



植栽後4年
(←6m)
(↓2.8m)

特定母樹
従来品種
低密度植栽2,000本/ha

[お問い合わせ先] 林野庁整備課 (03-6744-2303)

花粉の少ない森林への転換促進

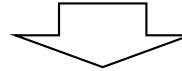
令和7年度補正予算額 5,564,300千円の内数

<対策のポイント>

伐採が予定されていないスギ人工林等について、林業経営体が行う森林所有者への伐採・植替え等の森林管理の委託に向けた働きかけを支援するとともに、森林所有者に対する植替促進費を交付。

<スギ人工林の伐採・植替えの課題>

花粉症対策を進めるには、現在のスギ人工林を花粉の少ない森林へと転換する必要

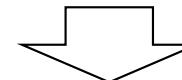


「花粉症対策の全体像」において、

○10年後までに花粉発生源のスギ人工林を約2割減少

を目指すこととされた。

→スギ人工林の伐採について、現状ペースから引き上げることが必要。



花粉発生源となるスギ人工林の伐採・植替えを加速化するためには、森林所有者の意思に任せるだけではなく、**伐採が予定されていない森林**においても伐採・植替えが行われるよう促していくことが必要。

「花粉症対策の全体像」(抜粋)

●スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林の伐採を現状の約5万ha/年から、10年後には約7万ha/年まで増加するとともに、花粉の少ない苗木や他樹種による植替え等を進め、花粉発生源となるスギ人工林の減少スピードを約2倍にすることを目指す。

<本事業の内容>

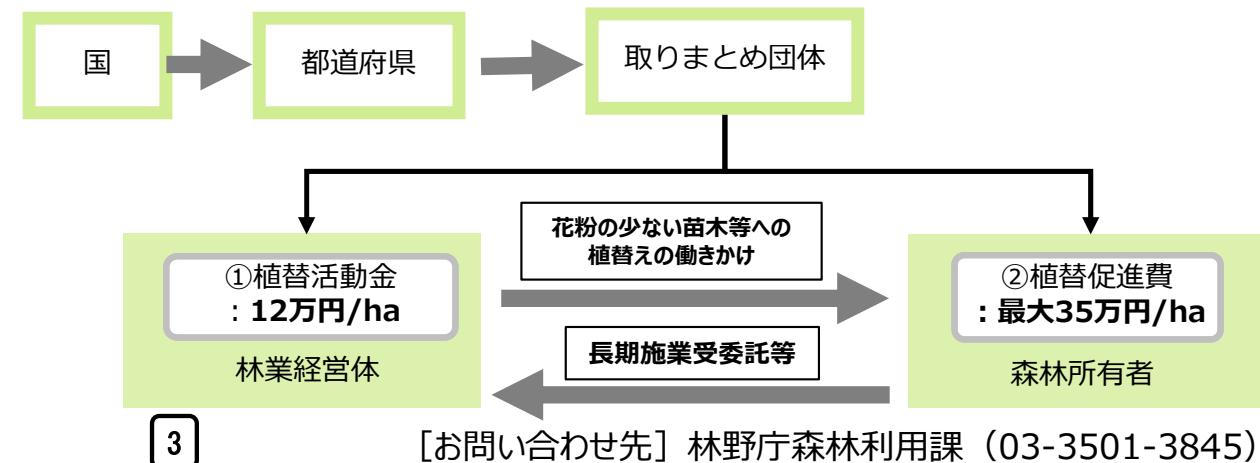
- 以下のスギ人工林等を対象に、林業経営体と立木販売等契約などを締結して、条件の悪い森林において伐採・植替えを実施する所有者に対して、**伐採・植替えに対する植替促進費**（最大35万円/ha）を交付。
- なお、確実に林業経営体にその後の森林管理を実施させるため、**森林経営計画と長期間の施業に関する委託契約（長期施業受委託）**を要件とする。

【対象森林】

- 都道府県が設定する「**スギ人工林伐採重点区域**」
- 森林経営計画における伐採・造林計画が策定されていない森林** 等

- 林業経営体が行う森林所有者へのスギ人工林等の植替え等に向けた働きかけに対して、**植替活動金**（12万円/ha）を支援。

【事業スキーム図】



スギ材の需要拡大

令和7年度補正予算額 5,564,300千円の内数

＜対策のポイント＞

「伐って使って育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギJAS構造材等への転換促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物等へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

＜事業の内容＞

1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。

2. 花粉症対策木材利用促進

住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等やプレカット事業者のスギJAS構造材等への転換の取組を支援します。

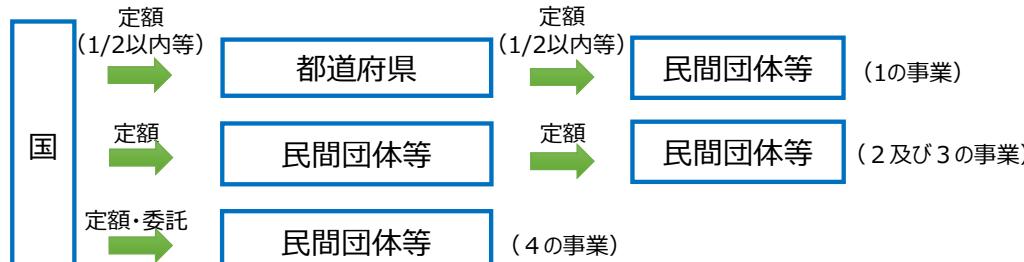
3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発

高耐力な住宅での活用を含め、スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。

4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成

スギ材を活用した建築物の木造・木質化等を促進するイベントの開催やSNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

川中におけるスギ材製品供給

花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備



川下におけるスギ材利用

花粉症対策木材利用促進



花粉症対策木材の活用に向けた技術開発



花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成



スギ材の需要拡大による発生源対策の計画的な推進

【お問い合わせ先】

(1～3の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)

(4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

花粉の少ない苗木の生産拡大

令和7年度補正予算額 5,564,300千円の内数

＜対策のポイント＞

花粉の少ない苗木の生産拡大に向けて、**原種苗木の増産、採種園やコンテナ苗生産施設の整備等**官民を挙げた苗木増産体制の整備に加え、苗木生産に係る細胞増殖による**苗木大量増産技術の開発**や**増産した苗木の広域流通等**を支援します。

＜事業目標＞

- スギ苗木の年間生産量に占める花粉の少ない苗木の割合の増加（約5割 [令和3年度] → 9割以上 [令和15年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 森林研究・整備機構による原種苗木増産

（国研）森林研究・整備機構による原種苗木の増産を支援します。

2. 都道府県による種穂増産

都道府県・認定特定増殖事業者による採種園・採穂園の造成・改良及び管理技術者の育成・確保を支援します。

3. 民間事業者による苗木増産

花粉の少ない苗木の生産を拡大するため、苗木生産事業者による苗木生産施設の整備及び労働力確保等の取組を支援します。

4. 細胞増殖による苗木大量増産技術の開発

細胞増殖技術を用いて、スギ等の未熟種子から苗木を大量増産する技術の開発等を支援します。

5. 増産苗木広域流通等の促進

生産状況に地域差があることや需要変動リスクの軽減を踏まえた苗木の安定供給を図るため、需給見通しの作成や規格の共通化など苗木の広域流通の促進に向けた取組を支援します。

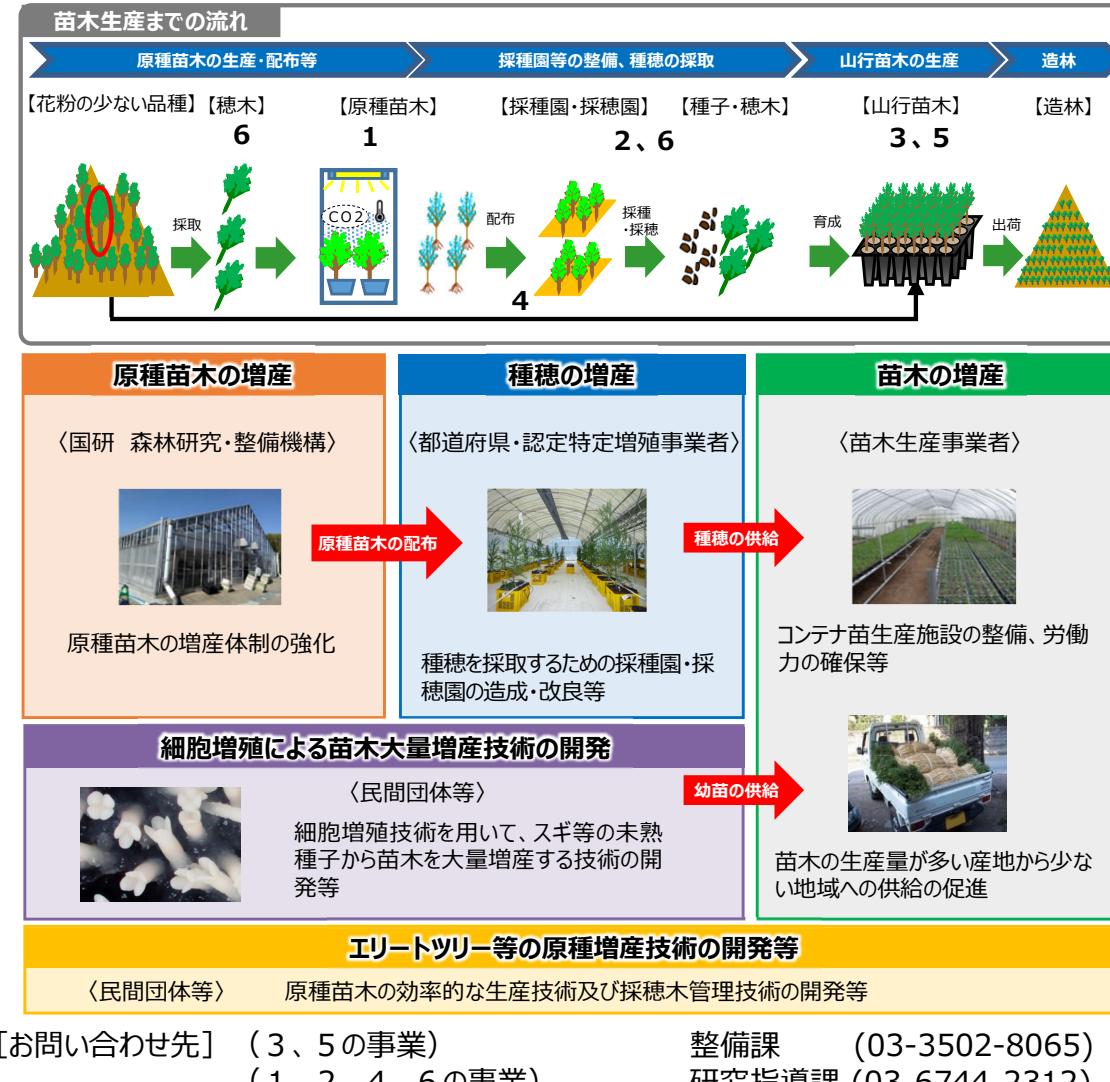
6. エリートツリー等の原種増産技術の開発等

原種苗木の効率的な生産技術及び採穂木管理技術の開発等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



林業の生産性向上及び労働力の確保

令和7年度補正予算額 5,564,300千円の内数

<対策のポイント>

木材加工業者等が伐採を行うために必要な先進的な林業機械等の導入を支援します。

<政策目標>

- スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割 [令和15年度まで]、約5割 [令和35年度まで]）

<事業の内容>

先進的な林業機械等の導入

木材加工業者が自ら又は、木材加工業者と連携した素材生産業者等が、より効率的に伐採量を増加させるために必要な先進的な林業機械等の導入を支援します。

（補助率：定額1/2以内）

- ※ 事業主体がスギ人工林伐採重点区域内で施業を実施する場合を支援対象
- ※ 木材加工業者又は木材加工業者と連携した者で素材生産量が10,000m³/年以上ある者については、交付金額を素材生産量1,000m³当たり300万円とし、それ以外の者については、200万円とする。なお、購入価格の1/2を上限とする

<事業イメージ>

先進的な林業機械等の導入

木材加工事業者等を対象とした、効率的に伐採量を増加させる先進的な林業機械の導入



【遠隔操作伐倒機械】



【ICTハーベスター】

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 林野庁経営課 (03-3502-8055)

地域間・産業間連携労働力確保事業

令和7年度補正予算額 44,993,076千円の内数

<対策のポイント>

労働需要の大きい時期が異なる**他地域との連携**や、繁忙期の異なる農業・建設業等の**他産業との連携**による労働力の確保への取組を支援します。

<事業の内容>

造林等の労働需要の大きい時期が異なる地域間や、繁忙期の異なる産業間の連携による労働力の確保の取組を推進するため、

- ① 林業経営体が行う地域間連携の取組に対し、遠隔地からの移動に伴う経費を支援（1/2、1/3以内）
- ② 林業経営体等が行う産業間連携の取組に対し、**他産業の従事者が技能講習等を受講するために必要な経費を支援**（定額）

<助成対象>

認定事業主（※1）又は**選定経営体**（※2）である受入側の林業経営体

※1 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づき、都道府県知事の認定を受けた事業主

※2 林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に基づき、効率的かつ安定的な林業経営や森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体として都道府県知事が選定した林業経営体

<事業の流れ>



定額

民間団体等

定額、1/2、
1/3以内

林業経営体

<事業イメージ>

地域間連携

<送り出し>

林業経営体等



造林等の労働需要の大きい時期が異なる地域間の連携による労働力の確保の取組

（連携の例）
冬季における請負契約

<受入れ>

林業経営体



遠隔地からの移動に伴う掛かり増し経費（旅費）について、
受入側の林業経営体に助成

産業間連携

<送り出し>

農業や建設業等に従事する者



繁忙期の異なる産業間の連携による労働力確保の取組

<受入れ>

林業経営体



（連携の例）
農閑期での臨時雇用



現場作業に必要な技能講習等を受講するために必要な経費について、
受入側の林業経営体に助成

林相転換特別対策（花粉発生源対策タイプ）

【公共】森林環境保全整備事業

- 花粉症対策や多様な森林づくりを進めるため、**重点区域**における伐採から再造林までの**一貫作業等**を支援

背景・課題

- スギ人工林伐採重点区域（以下「重点区域」という）に設定された全国約100万haのスギ人工林において、伐採・植替えを進める必要。

対象区域の考え方

- 都道府県の設定する「スギ人工林伐採重点区域」であること
- 地方公共団体と森林所有者等で協定が締結されていること
- 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある場所ではないこと

対象事業

花粉発生源となっている林分で行う**伐採から造林までの一貫作業**（伐採、造材、集材、機械地拵え、植栽（花粉症対策苗木へ植替える場合に限る））等

※実質補助率：約7割

重点的な事業実施

- 都道府県が「スギ人工林伐採重点区域」を設定して、重点的な植替えを実施
- 伐採上限面積を設定し、山地災害が発生しやすい箇所は対象外



一貫作業により花粉発生源の確実な植替えを促進



伐採から造林までの**一貫作業**とする

森林環境譲与税を活用して実施可能な取組の例について

- 林野庁と総務省は、全国の市町村等における取組事例も参考に、「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」（通称：ポジティブリスト）を作成しています。
- 同リストでは、森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発の分野別に、具体的な取組例を整理しています。

【森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について（令和7年12月）より抜粋】

1. 森林整備	【人工林の整備等】
	【路網の整備】
	【花粉発生源対策】
	<ul style="list-style-type: none">市町村が発注者となってスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを実施森林所有者等が実施する花粉の少ない苗木や広葉樹等による植替えへの補助（上乗せ含む）苗木生産者が行う花粉の少ない苗木増産への支援 等
	【鳥獣被害、森林病害虫対策】
	【災害対策】
	【計画策定・森林情報整備等】
	【都市部自治体による山村部自治体の森林整備】

※ これらの例示以外でも、各地域の実情に応じた創意工夫による取組を実施いただくことが可能です。